

政令第 号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の三、第十九条の二十一第一項及び第五十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第十一条の七の表第一号中「別表第五」を「別表第一の五に掲げるバルティック海海域、別表第二の二備考第六号イからハマでに掲げる海域並びに別表第五」に改める。

第十一条の十の表第一号中「別表第二の二備考第六号に規定する北海海域」を「別表第二の二備考第六号イからハマでに掲げる海域」に改める。

別表第一の五中「第一条の十」の下に「、第十一条の七」を加える。

別表第二の二中「第四条」の下に「、第十一条の七」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和二年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる原動機に係る海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三の政令で定める窒素酸化物の放出量に係る放出基準については、この政令による改正後の第十一条の七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 この政令の施行の際現に船舶に設置されている原動機

二 この政令の施行の日から令和二年十二月三十一日までの間に船舶に設置される原動機

三 令和二年十二月三十一日以前に建造に着手された船舶に令和三年一月一日以後に設置される原動機（当該船舶が建造された後に設置されるものを除く。）

四 令和三年一月一日以後に前三号に掲げる原動機との交換により船舶に設置されるこれらと同一の型式の原動機（これに類するものとして国土交通省令で定めるものを含む。）

理由

千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書VIの改正に伴い、原動機から発生する窒素酸化物の放出量について特別の基準を適用する海域としてバルティック海海域等を追加する等の必要があるからである。